

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】 2023年度厚生労働省税制改正要望について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2022年8月31日、2023（令和5）年度厚生労働省税制改正要望の内容を発表しましたので、ご案内いたします。

年金に関しては、以下の2点が提示されています。

- ・企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長
- ・個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置

※厚生労働省HP「令和5年度厚生労働省税制改正要望について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27643.html

【2023（令和5）年度厚生労働省の主な税制改正要望の概要】年金部分のみ抜粋

[年金]

- 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

■現状

- ・企業年金等においては、拠出・運用・給付時に、以下の通りの税制が適用されている。

-拠出時：非課税

-運用時：積立金への特別法人税課税

-給付時：課税（公的年金等控除又は退職所得控除の対象）

- ・このうち、企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、平成11年度より課税凍結中（令和4年度末が凍結期限）。
- ・仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、制度の持続性・健全性が著しく損なわれる。
- ・また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。

■要望等

- ・企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。（撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。）

○個人型確定拠出年金制度（iDeCo）の改革等に伴う税制上の所要の措置

■現状

- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）において、本年末までにiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革等を含む「資産所得倍増プラン」を策定するとされたところ。

■要望等

- ・新しい資本主義実現会議に設置される検討の場において議論・策定される「資産所得倍増プラン」に基づき、税制上の所要の措置を講じる。

※「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」については、2022年6月8日付メルマガをご参照ください。

2022年6月8日メルマガ

「骨太の方針」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を閣議決定」

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2022/magazine/n332_nenkin_magazine_20220608.pdf

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部 団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本 - 年基 - 202209-170-0261-D